#### 2003年9月の情報です。

## 3 浮遊粒子状物質(SPM)の状況

浮遊粒子状物質は、呼吸器系への影響が懸念される、粒径が10mm(100分の1ミリメートル)以下の粒子の総称であり、その主な発生源には、工場などのばいじん・粉じんや自動車の黒煙など人為的なもののほか、砂じん、海塩粒子など多岐にわたってい る。 浮遊粒子状物質については、一般局60局、自排局30局の合計90局で測定を行った。

### (1) 環境基準の適合状況

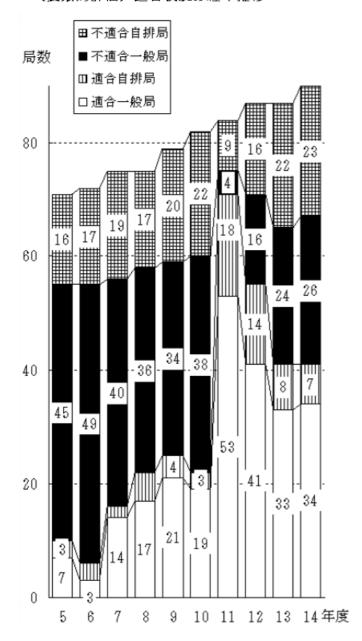
41局(一般局34局、自排局7局)で環境基準(長期的評価)に適合している(図5)

全測定局の適合率は、45.6%(一般局56.7%、自排局23.3%)となっており、前年度47.1%(一般局57.9%、自排局26.7%)と比べ て低下しているが、過去4番目に高い適合状況である(図 6)。

浮遊粒子状物質の環境基準評価方法では、「日平均値が0.10mg/m3を超える日が2日以上連続」した場合に環境基準不適合に なり、県内測定局では一般局23局(不適合26局中)、自排局12局(不適合23局中)がこの評価方法で不適合局となっている。 県内の環境基準不適合局の分布は、図7のとおりである。

# 浮遊粒子状物質に係る環境基準

(長期的評価) 適合状況の経年推移



# 図6 浮遊粒子状物質に係る環境基準(長期的評価)適合率の経年推移

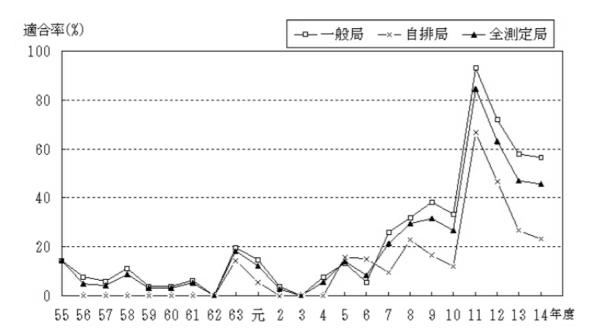
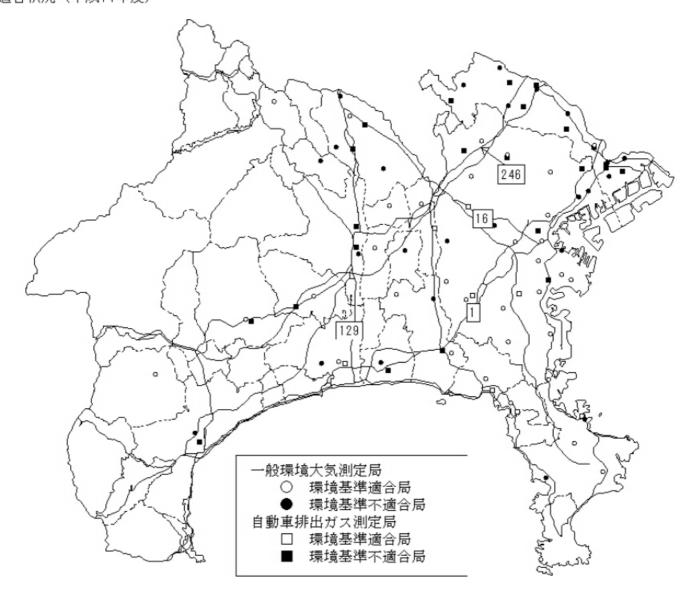
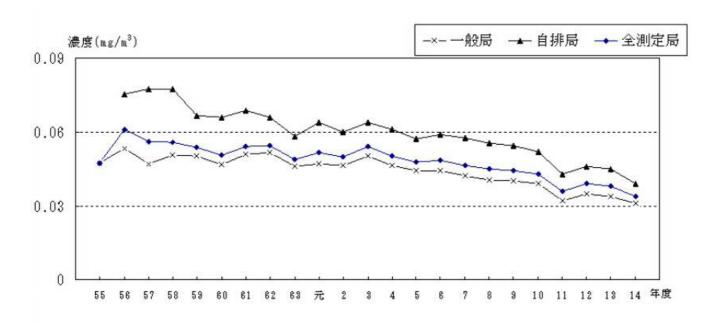


図7 各測定局の浮遊粒子状物質に係る環境基準(長期的評価) 適合状況(平成14年度)



(2) 年平均値の経年推移(図8) 全測定局の年平均値の経年推移を見ると、低下してきており、平成14年度の年平均値(0.034 mg/m3)は、過去最も濃度が低い。

# 図8 浮遊粒子状物質度の年平均値の経年推移



(3) 高濃度測定局(表2) 環境基準(長期的評価)の評価値の一つである「日平均値の2%除外値」が高い測定局の上位5局までは、すべて自排局であ り、その測定状況は、表2に示すとおりである。

表2 浮遊粒子状物質に係る高濃度測定局の状況

| 順位 | 測 定 局      |     | 日平均値の<br>2%除外値注) | 環境基準<br>超過日数 | 年平均值  |
|----|------------|-----|------------------|--------------|-------|
|    | 測定局名       | 種別  | mg/m3            | 日            | mg/m3 |
| 1  | 高津区二子      | 自排局 | 0.120 (0.135)    | 16           | 0.051 |
| 2  | 国設厚木       | 自排局 | 0.119 ( - )      | 11           | 0.051 |
| 3  | 宮前平駅前      | 自排局 | 0.116 (0.129)    | 9            | 0.043 |
| 4  | 川崎区池上新田公園前 | 自排局 | 0.115 (0.169)    | 21           | 0.050 |
| 5  | 中原区中原平和公園  | 自排局 | 0.112 (0.095)    | 12           | 0.041 |

注:()内は、前年度の測定値、(一)は、前年度未測定を示す。

#### 浮遊粒子状物質の評価方法

環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が、0.20mg/m3以下であること。

・長期的評価は、年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値 がある場合は、7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超え る日が2日以上連続した場合は、不適合と評価する。